

令和2年第5回 湧別町農業員会総会議事録		
1. 会 期	令和2年5月29日(金)	13時30分 開会 13時55分 閉会
2. 場 所	上湧別コミュニティセンター 2階大会議室	
3. 議 件		
日 程 第 1	議事録署名委員の指名について	
日 程 第 2	会期の決定について	
日 程 第 3	諸般の報告について	
日 程 第 4	議案第1号 現況証明願いについて	
日 程 第 5	議案第2号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について	
日 程 第 6	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について	
日 程 第 7	議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について	

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 佐藤 弘朗	2 久保 直之	3 松田 和浩	4 姉崎 淳一
5 山崎 幸一	6 関口 哲治	7 友澤 勇司	
	10 藤井 浩行	11 山口 一行	12 中原 修
13 安藤 弘司		15 松浦 敬貴	16 本間 保利
	18 小崎 勝敏	19 栗田 淳	20 渡辺 健一
21 越智 淳一	22 鈴木 幹雄	23 長屋 教幸	24 島田 宗央
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
8 児嶋 和美 9 松橋 聡 14 秋葉 宏之			
17 如澤 寿生			
6. 事務局			
事務局長 池田 孔紀 主 幹 宮本 則幸			
主任 國分 昌宏			

<p>議 長</p>	<p>定刻になりましたので、只今から令和 2 年第 5 回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、21 名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第 14 条の規定により、本日の議事録署名委員については、1 番 佐藤委員、2 番 久保委員を指名します。</p> <p>日程第 2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は本日 1 日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日 1 日とすることに決定致しました。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第 3、諸般の報告についてを議題とします。前回、総会以降の行事について、事務局長より報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和元 2 年 5 月 7 日に開催されました令和 2 年第 4 回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。</p> <p>5 月 7 日 (木) 及び 8 日 (金)、オホーツク優良農村青年表彰について、オホーツク農業委員会連合会会長に代わりまして吉村会長より贈呈を行いました。表彰の対象者は川西 ●●●●さん、富美 ●●●●さんです。</p> <p>本日、令和 2 年第 5 回湧別町農業委員会総会を開催致しております。</p> <p>以上、活動状況の報告と致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第 4、議案第 1 号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の 2 ページをご覧ください。議案第 1 号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において 1 件提出されております。</p>

事務局	<p>内容を説明しますので、議案書の3ページをご覧ください。証明願出人、所有者ともに富美、●●●●さんです。土地の所在ですが、富美●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は1,357㎡で、利用状況は山林で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は松田委員、関口委員、山口委員でございます。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第1号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の4ページをご覧ください。議案第2号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について。別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い、同法第18条第4項及び第6項の規定により通知があったので農業委員会の議決を求めらるるものであります。本総会において4件提出されております。</p> <p>内容を説明しますので、議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>番号1番、利用権の設定をした者、遠軽町、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、東、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は東●●番●の内外計2筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は54,000㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成29年3月30日から令和9年3月29日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていたましたが、賃借人の都合により令和2年2月13日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料2ページにより位置説明)</p>

<p>事務局</p>	<p>続きまして番号2番、利用権の設定をした者、遠軽町、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、東、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は東●●番●の内外計2筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は36,841㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成29年3月30日から令和9年3月29日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年2月13日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料2ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号3番、利用権の設定をした者、計呂地、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、計呂地、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は計呂地●●番●外計2筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は6,130㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成29年8月28日から令和9年11月30日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年4月23日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料12ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号4番、利用権の設定をした者、遠軽町、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、富美、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は富美●●番●外計6筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は58,992㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成30年12月19日から令和3年12月31日までの3年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年5月20日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料3ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これから議案第2号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから議案第2号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>

<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって議案第 2 号は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 6、議案第 3 号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の 6 ページをご覧ください。議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定により、別紙の者より農地転用の許可申請の提出があったので、許可相当の可否について審議し、許可相当の回答がなされた期日以降に、農地法第 5 条の規定による許可書を申請者に交付することを決議する。また、北海道農業会議への意見聴取を必須とする案件については、北海道農業会議から許可相当の回答がなされた期日以降に、許可書を申請書に交付することを決議するものであります。本総会において 3 件の許可申請書が提出されております。</p> <p>内容を説明しますので議案書の 7 ページをご覧ください。</p> <p>番号 1 番、譲渡人が中湧別南町、●●●●さん。譲受人が帯広市、●●●●さんです。申請地の所在ですが、中湧別南町●●番●で面積は 7, 3 7 5 m²です。転用目的は、太陽光発電所建設のためであり、権利の種類は所有権、事業費は 1 3, 0 0 0 千円で、別添審査表のとおり、すべての要件を満たしているものと考えます。</p> <p>(別冊資料 4・5 ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号 2 番、譲渡人が富美、●●●●さん。譲受人が富美、●●●●さんです。申請地の所在ですが、富美●●番●の内面積は 6 0 0 m²です。転用目的は、農業用施設建設のためであり、権利の種類は使用貸借権、事業費は 7, 8 1 0 千円で、転用理由は堆肥舎を建設し経営規模拡大を図るもので、別添審査表のとおり、すべての要件を満たしているものと考えます。</p> <p>(別冊資料 6・7 ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号 3 番、譲渡人が遠軽町、●●●●さん。譲受人が、上湧別屯田市街地、●●●●さんです。申請地の所在ですが、富美●●番●外計 3 筆で合計面積は 3 3, 6 8 4 m²です。転用目的は、産業廃棄物処理施設増設のためであり、権利の種類は所有権、事業費は 4, 0 0 0 千円で、別添審査表のとおり、すべての要件を満たしているものと考えます。</p> <p>(別冊資料 8・9 ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議 長	これから議案第3号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから議案第3号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって議案第3号は原案のとおり可決されました。 日程第7、議案第4号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。
事務局	<p>議案書の11ページをご覧ください。議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が14件、貸借権が4件が提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の12ページをご覧ください。</p> <p>まず、所有権移転でございます。番号1番、所有権の移転をする者は、網走市、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、錦町、●●●●さんでございます。</p> <p>所有権移転に係る土地の所在は、錦町●●番●外計2筆で合計面積は6,769.44㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。</p> <p>所有権移転の時期でございますが、令和2年5月29日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年8月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1,286,000円でございます。</p> <p>(別冊資料10ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号2番、所有権の移転をする者は、遠軽町、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、東、●●●●さんでございます。</p> <p>所有権移転に係る土地の所在は、東●●番●で面積は8,926㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買で</p>

事務局

あり、利用目的は普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和2年5月29日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年8月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1,160,000円でございます。

(別冊資料11ページにより位置説明)

続きまして番号3番、所有権の移転をする者は、計呂地、●●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、計呂地、●●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、計呂地●●番●外計2筆で合計面積は6,130㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和2年5月29日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、429,000円でございます。

(別冊資料12ページにより位置説明)

続きまして番号4番、所有権の移転をする者は、計呂地、●●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、計呂地、●●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、計呂地●●番●外計8筆で合計面積は85,637㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和2年5月29日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,725,000円でございます。

(別冊資料13ページにより位置説明)

続きまして番号5番、所有権の移転をする者は、計呂地、●●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、計呂地、●●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、計呂地●●番●外計42筆で合計面積は196,927㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和2年5月29日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、10,068,000円でございます。

(別冊資料14・15・16ページにより位置説明)

事務局

続きまして議案書の13ページをご覧ください。番号6番、所有権の移転をする者は、計呂地、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、計呂地、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、計呂地●●番●外計2筆で合計面積は24,266,000㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和2年5月29日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、524,000円でございます。

(別冊資料17ページにより位置説明)

続きまして番号7番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、信部内●●番●外計8筆で合計面積は121,983㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和2年5月29日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年7月22日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、10,665,000円でございます。

(別冊資料18ページにより位置説明)

続きまして議案書の14ページをご覧ください。番号8番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、富美、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、富美●●番●外計9筆で合計面積は41,938.50㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和2年5月29日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年8月28日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,900,000円でございます。

(別冊資料19ページにより位置説明)

続きまして番号9番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計4筆で合計面積は33,799㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。

事務局

所有権移転の時期でございますが、令和2年5月29日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年8月28日となっております、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、7,604,000円でございます。

(別冊資料20ページにより位置説明)

続きまして番号10番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、北兵村一区、●●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、北兵村一区●●●番●外計4筆で合計面積は19,561㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和2年5月29日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年11月18日となっております、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、3,776,000円でございます。

(別冊資料21ページにより位置説明)

続きまして番号11番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、北兵村一区、●●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、北兵村一区●●●番●外計9筆で合計面積は20,306㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和2年5月29日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年11月18日となっております、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,162,000円でございます。

(別冊資料22ページにより位置説明)

続きまして番号12番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、北兵村一区、●●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、北兵村一区●●●番●外計4筆で合計面積は18,774㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和2年5月29日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年11月18日となっております、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,422,000円でございます。

(別冊資料23ページにより位置説明)

事務局

続きまして番号13番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、南兵村三区、●●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、南兵村三区●●●番●外計3筆で合計面積は21,836㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和2年5月29日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年8月27日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,803,000円でございます。

(別冊資料24ページにより位置説明)

続きまして議案書の15ページをご覧ください。番号14番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、東、●●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、東●●●番●外計2筆で合計面積は58,417㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和2年5月29日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年8月27日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、6,425,000円でございます。

(別冊資料25ページにより位置説明)

続きまして議案書の16ページをご覧ください。賃借権でございます。

はじめに番号1番、利用権の設定をする者は、西芭露、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、東芭露、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、西芭露●●●番●外計14筆で合計面積は48,167㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年5月29日から令和6年11月30日までの5年間となっており、賃貸価格は108,000円でございます。

(別冊資料26・27ページにより位置説明)

続きまして番号2番、利用権の設定をする者は、計呂地、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、計呂地、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、計呂地●●●番●外計5筆で合計面積は20,944㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立す

<p>事務局</p>	<p>る法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。 利用権の期限でございますが、本日、令和2年5月29日から令和5年8月31日までの4年間となっております、賃貸価格は83,000円でございます。 (別冊資料28ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号3番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●●さんでございます。</p> <p>利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●の内で面積は8,437㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。 利用権の期限でございますが、本日、令和2年5月29日から令和11年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は42,000円でございます。 (別冊資料29ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号4番、利用権の設定をする者は、芭露、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●●さんでございます。 利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●で面積は12,119㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。 利用権の期限でございますが、本日、令和2年5月29日から令和6年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は42,000円でございます。 (別冊資料30ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>これから議案第4号の質疑を行います。 先に14ページ9番について質疑を行います。農業員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番 ●●委員の退席をお願いいたします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから、14ページ9番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありません</p>

議 長	んか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。 ●●番 ●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。 (●●委員着席) 休憩前に引き続き会議を開きます。次に14ページ13番について質疑を行います。農業員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。 (●●委員退席) 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから、14ページ13番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。 ●●番 ●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。 (●●委員着席) 休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第4号の残りの議案の質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから、議案第4号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)

議 長

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

本総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。
これで、令和2年第5回湧別町農業委員会総会を閉会します。

閉 会 1 3 時 5 5 分

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員